

かんがえよう！大人になるとできること、気をつけること ～18歳から大人～

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。大人として『できる』
ことが増えるということは、できることに『責任を負う』ということです。
契約の知識や社会経験の少ない若者が消費者トラブルに巻き込まれる危険性が
高くなります。周りの大人も気をつけて見守っていきましょう。

〇できること

- ▷ 親の承諾なしに契約できる
 - ・携帯電話契約や部屋の賃貸借契約
 - ・クレジットカードが作れる
 - ・車や家のローンを組む
- ▷ 結婚する（男女とも）
- ▷ 性別変更の申し立て

〇気をつけること

- ▷ インターネット等の情報に流されず、契約は慎重に！！
- ▷ もうけ話に乗らない（簡単に大金を稼げることはありません）
- ▷ 『おかしいな』と思ったら知り合いや消費生活センターへ相談する

☐契約クイズに〇・×で挑戦！！☐ （こたえは右下）

- | | | |
|--|---|--|
| <p>① 喫茶店でコーヒーを注文したが、直後に急用ができてしまった。コーヒーが提供される前から、注文を取り消すことができる。</p> | <p>② 未成年だったが、契約書には18歳と書くように指示された。未成年なので契約を取り消すことができる。</p> | <p>③ インターネット通販で買った服が気に入らなかった。クーリング・オフすることができる。</p> |
|--|---|--|

橋本市消費生活センター 橋本市役所 1階 窓口⑤

0736-33-1227 / FAX : 0736-33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

消費者ホットライン：188（いやや）

